平成２８年第４回

中部知多衛生組合議会定例会

会　　議　　録

中部知多衛生組合

∞∞

招　　集	平成２８年１２月２６日（月）
開　催　場　所	常滑市役所４階第３会議室
開　　会	午　前　１　０　時　０　０　分
閉　　会	午　前　１　０　時　２　５　分

∞∞

◎議事日程

日程第１　　会議録署名議員の指名
日程第２　　会期の決定
日程第３　　諸般の報告
　　例月出納検査結果（平成２８年７月～９月分）
日程第４　　議案第７号
　　中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第５　　議案第８号
　　中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について

◎本日の会議に付議された事件

議事日程のとおり

◎出席議員（１５名）

１番　澤田　　勝	２番　久世孝宏
３番　成田吉毅	４番　鈴木幸彦
５番　渡辺昭司	６番　森田義弘
７番　鈴木一也	８番　大岩　　保
９番　石川義治	１０番　青木信哉
１１番　川原和敏	１２番　盛田克己
１３番　杉江繁樹	１４番　成田勝之
１５番　相羽助宣	

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者	片岡憲彦
副管理者	榊原純夫
副管理者	籾山芳輝
副管理者	栗本儀則
半田市副市長	藤本哲史
武豊町副町長	各務正巳
会計管理者	水野真弓
場長	浜島靖
主任	山本桂路
主任	石川収
常滑市環境経済部長	竹内洋一
半田市市民経済部長	笠井厚伸
武豊町生活経済部長	鬼頭研次
常滑市生活環境課長	谷川宜隆
半田市クリーンセンター所長	近藤正勝
武豊町生活経済部次長兼環境課長	竹内誠一

◎ 議会事務局職員の出席者

書記	森芳裕

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

午前　　１０時００分　開会

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　皆さん、おはようございます。定刻の時間になりましたので、ただいまから平成28年第４回中部知多衛生組合議会定例会を開会いたします。招集に際しまして、管理者からあいさつの申し出がございますのでこれを許します。管理者、常滑市長。

管理者（片岡憲彦）　議長のお許しをいただきまして、開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。本日は、平成28年第４回中部知多衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、公私とも大変お忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。日ごろは、中部知多衛生組合の運営につき

ましてご高配を賜り、改めて敬意と感謝を表するものでございます。ここで少しお時間を頂き、情勢報告として、今年度上半期の投入量につきましてご報告させていただきます。全体で生し尿 2,914.79ｋℓ、浄化槽汚泥 25,991.15ｋℓ、計 28,905.94ｋℓで前年より生し尿は 6.5%減、浄化槽汚泥は 0.3%増、全体で 0.4%減の実績でございました。市町別では、常滑市生し尿 1,159.19kℓ、浄化槽汚泥 11,031.03kℓ、計 12,190.22kℓで構成比 42.2%でありまして、前年対比で生し尿 13.4%減、浄化槽汚泥 1.1%減、合計で 2.5%減でございます。半田市は生し尿 1,031.96kℓ、浄化槽汚泥 9,637.40kℓ、計 10,669.36kℓで構成比 36.9%でありまして、前年対比では生し尿 2.7％増、浄化槽汚泥 1.1%増、合計で 1.2％増でございます。武豊町は生し尿 723.64kℓ、浄化槽汚泥 5,322.72kℓ、計 6,046.36kℓで構成比 20.9％でありまして、前年対比では生し尿 6.4%減、浄化槽汚泥 2.1%増、合計で 1.0％増でございます。

さて、本日、付議申し上げます案件は、条例の改正案２件でございます。後ほど担当よりご説明申し上げますので、慎重にご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、招集に際しましてのごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（相羽助宣）　ありがとうございました。ただいまの出席議員は 15 名であります。定足数に達しておりますので本日の会議を開き、議事日程の順序に従い会議を進めます。本日の議事日程は、事前に配布しましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。これより日程に入ります。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第１　　会議録署名議員の指名

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。お諮りをいたします。署名議員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。署名議員には、２番久世孝宏議員、14 番成田勝之議員を指名いたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第２　　会期の決定

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第２「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日の１日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の１日間と決定いたしました。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第３　　諸般の報告

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第３「諸般の報告」をいたします。監査委員から「例月出納検査結果、平成 28 年７月、８月、９月分」について、報告書が提出されておりますので、その写しを配付いたしまして報告とさせていただきます。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第４　　議案第７号
中部知多衛生組合職員の給与に関する
条例の一部改正について

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第４議案第７号「中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本案に関しての説明を求めます。場長

場長（浜島　靖）　ただ今議題となりました、議案第７号「中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正」につきまして、補足の説明を申し上げます。恐れ入りますが、巻末の資料２をご覧ください。１趣旨でございますが、国におきまして、平成 28 年８月８日の人事院勧告を受け、11 月 24 日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、一般

職の国家公務員の給与が改定されました。それに準じて、本組合においても一般職の職員の給与を改定するものでございます。２改正内容ですが、（１）給料表の改定につきまして、給料表の給料月額を平均0.2%引き上げるものでございます。（２）期末勤勉手当の改定につきまして、勤勉手当の年間支給割合を0.1月分引き上げ、期末勤勉手当の年間支給割合を4.3月分とするものでございます。表をご覧ください。本条例で定めます期末勤勉手当の支給割合です。平成28年度は、12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げ、0.9月分とし、平成29年度は、６月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.85月分とするものでございます。（３）扶養手当の改定につきましては、平成29年４月１日から段階的に実施するものでございまして、配偶者に係る手当額を3,000円から、6,500円に減額し、子に係る手当額を6,500円から10,000円に引き上げるものでございます。年度ごとの手当額は、表のとおりでございます。次に２ページ３改定による影響額ですが、平成28年度の影響額は、給料表の改定により２万３千円、期末勤勉手当の改定により４万円、合計６万３千円の増額影響がございます。また、平成29年度については、給料表の改定により１万６千円、期末勤勉手当の改定により、４万円、扶養手当の改定により、７万４千円合計１３万円の増額影響となる見込みでございます。４改定の実施時期ですが、この条例は、前のページの２（１）給料表の改定については、平成28年４月１日から実施し、２（２）期末勤勉手当の改定については、平成28年12月期の勤勉手当から実施するものでございます。また、２（３）扶養手当の改定については、平成29年４月１日から段階的に実施するものでございます。恐れ入りますが、議案書１ページにお戻りください。中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものとして、関係条文を改めるものでございます。第１条では、中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとして、４ページの上段までが第１条となります。第２条は、平成29年度からの改正を規定しており、５ページの上段までがその内容となります。次に、附則ですが、それぞれの条文の施行期日等を規定しております。次に、２枚はねていただき、資料１の新旧対照表をご覧ください。下線部分を改正するものでございます。５ページまでが、改正条例第１条により改定する平成28年度の改正の新旧対照表でございます。そして、６ページから９ページまでが、改正条例第２条により改定する平成29年度からの改正の新旧対照表でございます。以上、よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げ、補足の説明とさせていただきます。

議長（相羽助宣）　説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案を可とするに決しました。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第５　　議案第８号
中部知多衛生組合職員の退職手当に関する
条例の一部改正について

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（相羽助宣）　日程第５議案第８号「中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本案に関しての説明を求めます。場長

場長（浜島　靖）　ただ今議題となりました、議案第８号「中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正」につきまして、補足の説明を申し上げます。恐れ入りますが、巻末の資料２をご覧ください。１趣旨ですが、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成 28 年３月 31 日に公布され、平成 29 年１月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。２改正内容ですが、雇用保険法の一部改正により、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について規定する本条例第 12 条の失業等給付に係る部分を改正するものでございます。３施行期日につきまして、この条例は平成 29 年１月１日から施行するものでございます。恐れ入りますが、議案書１ページにお戻りください。中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものとして、関係条文を改めるものでございます。次に、附則でございますが、第１条では施行期日を規定して

おります。第２条以降では、経過措置を規定しております。次に、２枚はねていただき、資料１をご覧ください。中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正新旧対照表でございます。今回、下線部分を改正するものでございます。以上、よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げ、補足の説明とさせていただきます。

議長（相羽助宣）　説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相羽助宣）　ご異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案を可とするに決しました。以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにいたしたいと思います。閉会にあたりまして管理者から挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者、常滑市長。

管理者（片岡憲彦）　議長のお許しをいただきまして、謹んで閉会のごあいさつを申し上げます。ただいまは、ご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議いただき、ご可決を賜りまして誠にありがとうございました。当組合の運営につきましては、今後とも副管理者の半田市長さん、また武豊町長さんとも十分協議をしながら、遺漏のないよう努めてまいる所存でございます。議員の皆様方には、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。また、まもなく新しい年が始まろうとしております。議員の皆様方におかれましては、よいお年をお迎えになられますよう、ご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

議長（相羽助宣）　これをもちまして、平成 28 年第４回中部知多衛生組合議会

定例会を閉会いたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

午前　　１０時２５分　閉会

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

平成２９年２月３日

議　　長　　相　羽　助　宣

議　　員　　久　世　孝　宏

議　　員　　成　田　勝　之